

令和4年度 第4回猪名川町部落差別の解消の推進に関する条例検討委員会  
(概要)

日 時 令和4年12月7日(水)  
午後6時30分～

場 所 猪名川町役場第2庁舎2階  
教育委員会室

委員全員出席

## 1 開 会

(会長挨拶)

保育園や障害者施設などで虐待行為が報道されています。命と人権を守る立場にある人達の犯罪であり、許しがたいものがあります。

私たちは、猪名川町に住む人たちが安心安全で暮らせるためのシステムづくりを進めています。この後の協議では、積極的なご意見を賜りたいと思います。

## 2 協議事項

- ・第3回の議事録について
- ・条例修正案の確認(新旧対照表)  
(目的)から(町民の役割)について(資料1)

(目的)

第1条 この条例は、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、町の責務を明らかにするとともに、町民の役割等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない猪名川町を実現することを目的とする。

第1条の目的の「町民の役割等」について、町を訪れる人も含めた「町民等」が適当では。

(改正案)

(目的)

第1条 この条例は、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、町の責務を明らかにするとともに、町民等の役割等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない猪名川町を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において用いる用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町民とは、猪名川町内に住所を有する者をいう。
- (2) 町民等とは、前号に規定する者及び猪名川町内に通学又は通勤する者並びに猪名川町を訪れる者をいう。

- (3) 差別行為とは、部落差別とみなされる直接的あるいは間接的な誹謗中傷及び助長や差別の許容、就職又は結婚等における部落差別や調査、特定の地域が部落地域であったとする発言・配信及びその他これらに類する人を傷つける行為をいう。
- (4) 差別者とは、前号に規定する差別行為を行った個人、法人及びその他団体をいう。
- (5) 被差別者とは、第3号に規定する差別行為を受けた個人、法人及びその他団体をいう。

第2条第1項第2号町民等の定義で「猪名川町を訪れる者」とあるが、インターネットを使えば、猪名川町を訪れなくても差別行為ができる。「猪名川町に関わる者」としてはどうか。

「猪名川町に関わる者」とすると解釈としては、かなり広範囲になる。ただ、訪れる者の定義は、直接、猪名川町に足を踏み入れることなので、インターネットでの誹謗中傷者は含まない。

「関わる者」の補足説明が必要。条文は簡潔にして解説により説明を加える。「猪名川町を訪れる者」を「猪名川町に関わる者」と表現する。

町民・町民等・差別行為などの定義はあるが、「部落差別」の定義がない。「部落差別」とは何なのかということをも明記した方がわかりやすい。

一般的に述べられてる部落差別は、地縁とか血縁関係云々で説明している。

部落差別の定義は、部落差別解消法にも書いていない。ただ法務省、文部科学省の人権教育啓発白書の中で定義している。「日本社会の歴史的過程で作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりしている、我が国固有の人権問題である。」と書いている。定義するのであれば差別行為の前。

第2条第1項第3号の差別行為のところ、「特定の地域が部落地域」は「被差別部落」か「同和地区」が適当。「被差別部落」に訂正。

(改正案)

(定義)

第2条 この条例において用いる用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町民とは、猪名川町内に住所を有する者をいう。
- (2) 町民等とは、前号に規定する者及び猪名川町内に通学又は通勤する者並びに猪名川町に関わる者をいう。
- (3) 部落差別とは、日本社会の歴史的過程で作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的及び文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりしている、我が国固有の人権問題をいう。

(4) 差別行為とは、部落差別とみなされる直接的あるいは間接的な誹謗中傷及び助長や差別の許容、就職又は結婚等における部落差別や調査、特定の地域が被差別部落であったとする発言・配信、その他これらに類する人を傷つける行為をいう。

(5) 差別者とは、前号に規定する差別行為を行った個人、法人その他団体をいう。

(6) 被差別者とは、第3号に規定する差別行為を受けた個人、法人その他団体をいう。

(町民の役割)

第6条 町民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別を解消するための施策に関心をもって協力するとともに、その必要性を理解し、自らも人権意識の高揚を図り、差別及び差別の許容、拡散、煽動その他の差別を助長する行為をしないように努めるものとする。

2 町民は、差別行為を知り得た場合は、速やかに町長に情報提供するものとする。

第6条第2項の「情報提供するものとする。」は義務に感じる。差別を知る場面は、様々。「情報提供することができる。」のように権利にしてはどうか？町民は自由な意見交換が保障されていることを前提に、差別発言を聞いた場合は、部落差別解消の取り組みにつなげるためにその情報を提供して欲しいというのが趣旨。

「情報提供することができる。」は、町民の役割としては、弱いのでは？「情報提供するよう努める」では義務としてとらえられないのでは？

緊急を要する場合もある。まさに SNS を通じて差別が拡散しているような場合は、速やかに情報提供していただく方がいい。家庭内における差別発言でも、これは義務として情報提供してもらいたい。町民が「なぜ情報提供することが求められるのか？」ということを理解してもらわないといけない。部落差別を解消するために、情報提供が欲しいことを理解してもらいたい必要がある。

解説を作成し、条文は「情報提供するよう努める」と努力的な表現にしておいて解説で意味を補完してはどうか。

町民の役割で、「情報提供するものとする」が義務にとらえられて町が町民の言動を監視するような仕組みになることの心配もあるが、部落差別解消の取り組みにつなげるために情報提供を求めるのであれば、「情報提供するものとする」でいいのでは？今までは、そのような発言も見過ごしてきた。住民の意識が監視されていると感じるほど部落差別がいけないものだという意識がいくか疑問がある。町には町民の言動を監視する意図はない。町民に情報提供を求めるが、それほど期待はできない。だから、義務にとらえられるぐらいの表現がちょうどいいのではないかな。受け皿がちゃんとあると示した方が、町民は情報提供をしやすい。

「努める」では意図が伝わらない。義務にとらえられるぐらいの表現のほうがいい。

何のための情報提供を求めているか基準を入れたほうがいい。部落差別行為の解消を目的に、町長に情報提供して欲しいみたいにすれば町民はわかりやすい。元案のように「するものとする」でもいい。

行政と町民は両輪で動いていくべき。あえてきつめの表現にすれば、町民の方もそれを受けて、しっかりと情報提供するべきだと思ってもらい、この条例の意味が、もっと深くなる。

「町民」となっているが「町民等」でもいいのでは。

「町民等」猪名川町民以外の方も義務づけするような条例になるので「町民」の表現とした。ただ、「町民」と「町民等」の線引き難しい。趣旨からいうと「町民等」としたいが、そこまで役割を広げてしまうと、町の条例として適正かというところがあり今の表現とした。

「速やかに」を「町の取り組みが必要な場合」などにしては？

「町の取り組みが必要な場合」の判断は難しい。「必要に応じて」との表現ではどうか？

(改正案)

(町民の役割)

第6条 町民は、相互に基本的人権を尊重し、かつ、部落差別を解消するための施策に関心をもって協力するとともに、その必要性を理解し、自らも人権意識の高揚を図り、差別及び差別の許容、拡散、煽動その他の差別を助長する行為をしないように努めるものとする。

2 町民は、差別行為を知り得た場合は、必要に応じて町長に情報提供するものとする。

・ 条例案の検討 (教育及び啓発) から (委任) まで (資料 2)

参考資料 「部落差別解消条例」における規制的措置の比較 (資料 3)

資料の 2 について、事務局より説明。

教育及び啓発や相談体制の充実などにある「責務を有する。」は「ものとする。」でいいのでは。全文修正。

(教育及び啓発)

第 7 条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を実施する責務を有する。

「必要な教育」とは？「必要な教育」の内容は時代と共に変わっていくので具体的に明記はできない。実施計画のようなものを定めていくことになる。この条例が策定された後に教育については、教育委員会が具体化すると思うが、一般的な手法は、各学校が使えるような教材の作成、指導計画、教材を紹介するとかが具体的な取り組みと思われる。それは条例策定後に、議論できればいい。

(改正案)

(教育及び啓発)

第7条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を実施する ものとする。

(計画の策定及び調査の実施)

第8条 町は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、猪名川町人権推進基本計画を策定するものとする。

2 町は、部落差別の解消の推進に関する法律第6条の規定により国が行う調査に協力するとともに、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、必要に応じて人権に関する意識調査を行う。

3 町は、インターネット等における差別的な書き込み等を監視することにより、町に関連する部落差別の実態把握に努めるものとする。

「猪名川町人権推進基本計画を策定する」となっているが、人権推進基本計画はあらゆる分野が入っており、分野が広すぎて、その中に部落差別の解消というところは埋もれてしまうのではないかと、「部落差別解消基本計画」を別に作るべき。

猪名川町の人権推進基本計画は、人権教育啓発の基本計画であって、人権相談や実態把握などは定められていない。条例で進めるのは、啓発だけではなく今の人権推進基本計画の枠だけにおさまらない。別に計画を作るべき。

より踏み込んだ自治体では、「人権教育及び差別解消教育」という言葉を用いているところもある。

人権推進基本計画に部落差別に特化したものを具体的に書きすぎると、違和感がある。人権推進基本計画があつて、その下に、例えば部落差別の解消に向けた取り組み指針を作成する方がいいのでは。

町の人権推進計画は、人権教育のための国連10年から人権教育啓発の計画を作る流れが出てきて、そのあと、人権施策推進審議会で、人権施策のことが議論され、人権という大きな枠で計画を作ってきた。今の計画は、人権教育啓発の計画であつて、人権侵害の支援とかは計画に入っていない。人権施策には二つの柱があつて、「人権教育啓発の推進」と「人権侵害の被害救済」。町の人権推進基本計画は人権教育のところだけで計画が作られている。

部落差別に関する相談を受けて、その差別をなくすためにどうするか？または、被害を受けたときにどのように支援するかは書かれてない。

今の人権推進基本計画の同和問題では、今後の取り組みで、部落差別解消推進法に基づく取り組み、それから教育の推進、同和教育の推進のみで、部落差別に対して、それを止めていくとか、或いは、被害を受けたときにどんなふう to それを救済

していくかとか、差別を止めていくためには、こういう取り組みを今から議論するような具体的な取り組みが入っていない。人権推進基本計画の中で書くというのは無理がある。

この度もこの部落差別解消推進法という法律に基づいて、その条例を策定するわけで、ここは、「猪名川町部落差別解消基本計画」がいい。時期的にそういう文言を使うのに、戸惑いがあるのであれば（仮称）をつけてもいい。やはりこの言葉は使うべき。事務局で考えていただきたい。

実態把握について原案では、「意識調査」としている。兵庫県下でも実態調査をされている市はあるが行政主導での実態調査は困難と考える。

意識調査は5年ごとに実施しているものとは別か？

同じものと考えており、設問内容は改正する。

意識調査は、人権に関する意識調査か？部落差別に関する意識調査に変えた方がいいのでは？

それは可能である。ただ、対象は町民すべて町全域になる。

被差別部落周辺の人たちの意識調査はできない？

地域を特定しての実施は難しいと考える。部落差別の意識調査であっても、町全体を対象に無作為抽出と考えている。

なぜ実態調査が必要なのかを訴えることが必要。

国の部落差別実態調査では国民の意識調査は実施しているが、差別を受ける側の状況であったりその実態は把握されていない。国の段階では、できないかもしれないが各地域でできるなら、実施したほうがいい。

他市では、条例や基本計画に基づいて実態調査を実施している事例はある。地域の実情に応じてやると国ではなっているので、猪名川町でできないか議論できたらいい。差別を受ける側がどんな状況にあるのか、どんな思いをしているのかということが施策に反映されないことはおかしい。被差別者の思い、どんな状況に置かれているのか、結婚差別はどれくらいあるのかなどのデータは貴重。

調査実施の主体は地域か？

ある市で実態調査を行った際は、解放同盟の方と大学が連携して行うという形で、聞き取り調査をした。それは行政が主導ではなく、運動団体が行うもの。

運動団体に協力を依頼したらどうか？協力できないと言われたらそれまでだが、地域で生活をしている人達の声は貴重。

住民と地域の方それぞれの思いがいろいろある中で、何をもって決めたのかを問われるので踏み込んだ表現は非常に難しい。条文上の表現は、そういう表現になっただとしても実態調査は、非常に重要なデータである。これはどこが主体とするかは、また別途協議をした上で実施していくこととする。

(改正案)

(計画の策定及び調査の実施)

第8条 町は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、猪名川町部落差別の解消の推進に関する基本計画を策定するものとする。

2 町は、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）第6条の規定により国が行う調査に協力するとともに、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、必要に応じて 部落差別に関する調査を行うものとする。（人権→部落差別。意識調査→調査へ修正。調査の具体的な中身は、計画で定める。）

3 町は、インターネット等における差別的な書き込み等を監視することにより、町に関連する部落差別の実態把握に努めるものとする。

第9条（推進体制の充実）は、「責務を有する」を「ものとする」への変更のみ。

(審議会)

第10条 町は、部落差別の解消に関する施策を審議するため、猪名川町人権推進審議会を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、その結果を町長に答申する。

(1) 基本計画に関すること。

(2) 部落差別事象による人権侵害への対策と人権救済のために必要な措置に関すること。

(3) 部落差別のない町の実現に関し町長が必要と認める事項

3 この審議会の組織及び運営に関する事項は、町長が別に定める。

審議会は新たに立ち上げるのか？

既存の人権推進審議会を活用する案である。審議会に部会をおいて対応することも可能である。

部会の方が部落問題について、詰めて議論できるので部会の方がいい。

部落差別検証委員会と審議会の部会との関係をどうするか？例えば部会が、差別事象、差別行為の対応についての検証をすることは可能か？検証委員会は、弁護士に入って欲しいとかもあるかもしれないので、部会でその役割を果たせるかどうかは検討が必要。

人権審議会の運営に関して、必要な事項が生じると会長を筆頭に審議会の皆さんで、別途協議する場を設けることはできる。もう一度事務局の方から提案する。

計画の策定及び調査の実施、審議会について、事務局でもう一度整理をして、次回議論を進めていく。

秘密の保持のところで、いわゆる知り得た情報の管理については、「適正に管理するものとする」に、すべき。この部分だけは、義務を負うもの。管理するものとすると言い切って欲しい。

秘密保持の情報についても、事務局の方で新たに、これを訂正していただいたものを、次回、提案する。

### 3 その他

次回の開催日時について

次回の開催は、2月14日（火）6：30からとする。

### 4 閉会

貴重なご意見ありがとうございました。議会や庁内部で議論の趣旨を踏まえて実現に努めてほしい。議論が白熱したのはそれだけ、この条例に対する期待が大きいと思っています。皆さんでここまで真剣に議論していただいて頼もしく感じました。